

(大学生からの発言)

住民運動のエネルギー

酒井早苗

「霞ヶ浦と洗剤」シンポジウム

「あのオ、新聞でシンポジウムの記事を見たんですが、私、学生なんですけれど、何かお手伝い出来ることがありましたら、やらせて下さい。」

私は緊張しながら、その連絡事務所とやらに電話をかけた。

「どうもありがとう。当日早目に来て頂けるなら、受付をお願いしようかしら。打合せ会があるから、その時来てもらえるといいんだけど。」

電話の相手は、ソプラノぎみの女の人だった。私はあまりにもあっけなく、受け入れてくれたことに驚き、一瞬、拍子抜けした。そして、自分が大切に扱われた気がして、なんだか嬉しくなった。

5月23日午後1時、“いのちの水を守るために”というスローガンのもとに、「霞ヶ浦と洗剤」シンポジウムが、土浦石岡地方社会教育センターで開かれた。

開催にあたっては、行政はノータッチであり、各住民団体が主催者となり役割を分担していくという形で準備が進められてきた。

会場の一角では簡易測定法による水質検査の実演や、アンケートの回収も行われるなど、中味の濃いシンポジウムとなった。

当日、会場には予想を大幅に上回る300人の人々が集まり、センター中の椅子全部使っても足りなくなった。それだけ水に対する危機感が高まっていたのだ。

質疑・討論の時間には、会場から質の高い意見や質問が活発に出され、異常なほどの盛り上がりを見せた。

私はその緊張した渦の中に、半ば心地よく浸っていた。そして、メモをとりながら、心の奥の方から何か熱いものが込み上げてくるのを感じていた。

—こんなに多くの人が、こんなに真剣に霞ヶ浦のことを考えていたなんてと思うと、なぜか嬉しかった。

講演や討論の中には、私が今まで聞いたことのない専門用語もたくさん使われていた。そして、霞ヶ浦の問題がいかに深刻であるか、またそれが、一筋縄では解決できないほどの大きな、かつ様々な問題を抱えているかを知るにつれて、勉強しなければならないことが、なんてたくさんあるんだろう、という焦りにも似た気持ちと、半面、これだけの人たちが危機感を感じているのだから、彼らに任せておけば、なんとかしてくれるのではないか、という他人任せの気持ちが顔をのぞかせ

た。

そこまで考えて私は、はっとした。このシンポジウムには、主催者団体のほかに、一般の主婦も大勢参加しているはずだ。その人たちがもしみんな、私と同じ様な気持ちになったとしたら……。

考えたら恐くなった。霞ヶ浦の浄化運動は、一人々々が自覚し、その一人が増えていくことによってしか、進まないのだから。そして私もその一人なのだ。自分一人位汚しても、という気持ちの集まりが、霞ヶ浦をここまで汚してしまったのだ。せめて私一人だけでも汚すまいという気持ちが集まらない限り、霞ヶ浦はよくなるらない。

「霞ヶ浦をよくする市民連絡会議」の誕生

霞ヶ浦と洗剤シンポジウムの反省会が行われた。

今後も互いの独自性を尊重しながら、浄化運動を進めていこうと、「霞ヶ浦をよくする市民連絡会議」がここに発足した。住民運動の母体の誕生である。

当面の課題として、今年12月県議会に提出されようとしている「霞ヶ浦の富栄養化防止条例」を中心に進めて行くことが決まり、第2回のシンポジウムを開いていくこととする。

8月29日

筑波研究学園都市内の桜村竹園公民館で、琵琶湖条例に関する自主的勉強会を開く。

この日、アオコを実際にみんなに見せようと、守る会の奥井さんと、参加者の最年少の高一の大久保君と私の3人で、霞ヶ浦までアオコを汲みに行った。異臭の漂う中、こんな水を飲まされているのかと、勉強意欲も増すというもの。

すでに富栄養化防止条例を制定している滋賀県の運動の取り組みや、琵琶湖と霞ヶ浦の条件の違いなどを学習。市民連絡会議内の人に講師となってもらっての勉強会であったが掘り下げた討論が交わされた。内部でこれだけの力があるのは非常に強みであると思う。

夏期休暇中に琵琶湖に行って、現地を足で調査したという学生もいた。

9月17日

土浦合同庁舎で、県の説明を聞く会を開く。

県水質審議会が4月に出した中間答申が、どのように条例にいかされて、いくのかを把握しようというものである。中間答申に出された水質保全対策7項目の他に、3項目 ①常陸川水門の開放について ②霞ヶ浦水利用計画について ③飲料水確保の水対策、トリハロメタン対策についてを加えた質問と、条例の適用範囲の説明を受けた。

10月7日

第2回目のシンポジウムとして、「知事を囲むシンポジウム『富栄養化防止条例に向けて』」を、土浦市湖北町の霞ヶ浦下水道事務所にて開く。

住民の声を反映させようと、前回の県の説明会のうち、不備、不明と思われる点を、6項目にまとめて、直接知事に要望した。

これまでのような、行政側が参加者を選んできて開く対話集会とは違って、住民側の強い要望に知事が応じたものである。霞ヶ浦の水質浄化問題で、知事と住民が直接やりとりをしたのは、もちろん初めてである。

6項目の要望は次の通りである。(概要)

- 1 条例の適用範囲の拡大
- 2 粉石けんを第一義に
- 3 植物を利用した窒素・リンの系外放出
- 4 総量規制の考え方の導入と乱開発防止の方策
- 5 小規模処理施設の徹底普及(発生源対策の強化)
- 6 閉鎖性緩和の方策

当日の参加者は、約200人。代表者6人が一項目ずつ要望を読み上げ、それに対し知事が答弁していくという形をとった。その後、会場から一般参加者5人が、補足質問を行った。

通常、エライ人の話とは、「考慮します」とか「検討しておきます」等の、あいまいな受け答えで済んでしまう場合が多いが、この日の知事は、はっきりと答弁をしてくれた。県議員の人たちも、「住民の熱意と知識の深さが、知事から県議会以上の、内容のある答弁を引き出した」と、感心していた。

しかし、その内容については、悲観的だった。

なおこの日の模様は、その日のNHKニュースセンター、2日後のNHK-FMで、それぞれ放映、放送された。

結果的に、要望はほとんど受け入れられなかったもので、市民連絡会議は、12月県議会に向けて、請願書を提出することにした。

以上が、霞ヶ浦をよくする市民連絡会議の運動経過のあらましであるが、この間に、事務局会議は10数回に渡って開かれている。

〔 住民運動のエネルギー 〕

なぜ運動をするのか

事務局会議は、自主的に事務局団体になろうという団体の代表者、及び個人で構成されている。大抵、10～15人のメンバーが顔をそろえる。各々、仕事を持っている人が多いので、打合せは、土曜日の午後か、平日の夜に開かれる。3才位の子どもを一緒に連れてくる主婦もいる。

おいしい水が飲みたい。安全な水を子どもたちに飲ませたい。昔の霞ヶ浦の姿が見たい。本当は釣を楽しみたい等、霞ヶ浦に対して様々な思いを寄せた人々が集まった。

だが、霞ヶ浦をよくしたい。このまま放っておいてはいけない、というのは共通の願いであり、課題である。

世の中には、一人では出来ないこと、どうしようもないことが沢山ある。いや、一人では出来ないことの方が多いのだ。しかし、その一人が大勢集まった時、なんと大きな力を発揮することだろう。

今や、霞ヶ浦をとりまく住民の力は、知事を引っ張り出し、請願書を提出するまでに盛り上がった。それは一人々々の力の積み重ね以外の何ものでもないのだ。

私はこの運動に接して、一人の人間を持つ力の、大きさと小ささの2つを、同時に見たような気がする。

実際、彼らの学習量は相当なものである。COD、PPM、PHがいくつ、汚濁負荷量、界面活性剤アルキルベンゼンスルホン酸ソーダ……などなど。

初めて聞くと、チンプンカンプンなことばが、ポンポン飛び出してくる。私など、それだけで拒否反応を起こしてしまいそうだった。おまけに、トリハロメタンやゼオライトの適切な資料がない、まだ研究の途中らしい、という話まで出てくるのだから凄い。

彼らの魅力の一つがここにある。ズブの素人が、ここまで専門的な知識を身につけているということ。毎日の生活だけでも大変な主婦が、会社員が、医師が……である。

いや、毎日の生活に欠かせない水のことだからこそ、やれるのかも知れないし、調べた結果は、決して安心して水が飲めるようなものではなく、却って、より不安や危機感を増大させるのである。真剣にならざるを得ないではないか。

それにしても、各住民団体に呼びかけを始めた時、誰がこれほどの盛り上がりを予想したのだろうか。初めから、住民運動などというしんどいことをしようと思う人は、いないと思う。

個人々々が抱えていた日常の小さな不安や疑問、一つの疑問が次の疑問を生み、自分の中で一杯になった時誰かに話してみる。それが、同じ疑問を持つ人と出会った時、次の問題が見え始め、ああでもないこうでもないともがいている内に、少しずつ仲間が増えてくる。そうして仲間同志が互

いにぶつかり合ったり、共感し合う刺激の中で、ちっぽけな人間のエネルギーは、次第に雪だるまのように、大きなエネルギーとなって行くのではないだろうか。

そしてあるいは、人間の成長とは、そういうものかも知れない。

しかし、現実として私たちは、日常の生活に慣れ過ぎた余り、疑問を疑問として感じないでしまうことがある。

水のまづさや浄化を訴える人の中には、地元の人より、他から越してきた人たちの方が多いようであるし、粉石けんの使用運動にしても、いくら合成洗剤が危険だと言われても、今まで使っていて何ともなかったのだから、みんなも使っているのだから、テレビで宣伝しているからという、正当性のない理由で、進展を見なかった。

大勢に準ずる生き方は、非常に楽で、一見安心していただけるけれど、そのために、自分の目で確かめることをしなくなり、自分の頭で判断することが出来なくなってしまうとしたら、恐ろしいことである。

運動を続ける力

「霞ヶ浦をよくする市民連絡会議」の主催者団体の1つに、「土浦の自然を守る会」がある。

昭和47年に、「桜川河川敷の自然公園化についての陳情書」や「桜川堤の自動車通行禁止に関する要請書」を、県や市に提出したのをはじめ、霞ヶ浦浄化運動として、合成洗剤のパンフレットを作成し、粉石けん使用運動を進めたり、48年には、『命の水を守る』と題したチラシを配りながら、土浦市民の飲料水に関するアンケート調査を実施した。そしてそれをもとに、霞ヶ浦浄化対策の提案を11項目にまとめ、約2万人の署名を集めて、県と環境庁に請願した。また、53年も再びアンケートを実施し、一般市民の声を広く聞きながら、「霞ヶ浦の水質浄化に関する陳情書」を県に提出している。

他にも、無農薬野菜の問題や、農薬の空中散布への問題提起、野鳥を撃たないで！というキャンペーン等、幅広く自然保護を訴え続けてきた。

最近では、55年の初めに、美浦村へのIC工場誘致の際、工場排水を霞ヶ浦に排出させないクローズドシステムに切り換えさせるという、見事な成果を上げた。

これほどの活躍を続けてきた「土浦の自然を守る会」には、一体、どんな人たちがいるのだろうか。きっと四角い頭をしたおじさんや、今にもかみ付きそうなおばさんたちに違いない。——私はそんなことを思っていた。

しかし、実際に出会った彼らは、予想に反して、極普通の人たちだった。それどころか草花や鳥や木々を愛する（そして時にはズッコケる）心優しい人たちなのである。

いや、生物に対する優しい心、植物を愛する純粋な目を持つが故に、周りの自然が次々と破壊さ

れていくのが耐えられないのだ。そのやさしさが、10年もの運動をつないできたのではないだろうか。

今、命の水を守ろうと、住民の力が結集し行政も重い腰を上げ始めたけれど、その考えの根本が、私たち人間ののための水だから守るというだけでは、どこか空しい気がする。それでは、飲料水として使われていなかったら、霞ヶ浦を汚しても構わない、ということにもなりかねないのではないか。

確かに水は、私たちの生活に欠かせない、いのちの水に違いないのだけれど、人間ののための水という以前に、自然界の中で共存する人間と霞ヶ浦、という見方をしたいと思うのだ。

10年前、土浦の自然を守る会が、初めて霞ヶ浦の浄化を口にした時、「水が汚いなど、土浦の恥になるようなことは言わないでくれ。お土産が売れなくなる。」「粉石けん運動をするやつは、アカに違いない。」

とまで言われ、役所に行けば、またうるさいのが来た、とまるでキチガイ扱いをされたという。

でも、10年先、20年先を見越して、かけがえのない自然を守るために、地道に活動を続けてくれた人々がいることに、私の胸は打たれ、その先見の明には敬服してしまう。

周りから認められなくても、事を進めていくということは、口で言うほどたやすくはない。その頑固とまでもいえる強さは、私にとって非常な魅力である。

彼らの力が、今回の運動の背景に、大きな力を与えていることは、述べるまでもない。

10年間の成果がやっと実ったのだ。しかし「運動が実った喜びよりは、もう10年早かったら……失われた10年は取り返しがつかないのでは……という無念さの方が先に立つ。」と、どこまでも自然中心の考え方だ。

物質文明は、私たちの生活に非常な豊かさと、便利さをもたらしてくれたけれど、その豊かさに埋没してしまうのは危険である。その豊かさの代償は、有限な自然なのであるから。

インディアンのことわざに、次のようなものがある。
——この地球は、我々の祖先からもらったものではない。我々の子孫から借りているものだ——
今の時代に生きる私たちの、生き方の姿勢が問われている気がする。(大学卒論の抜粋)

本の案内

“動物たちのSOS” 野生動物の保護を考える 藤原英司著 創隆社 ¥1,200

今年の全国学校図書館協議会選定 第15回緑陰図書の中学生向きの本に指定された10冊の本の中で唯一の理科系の本である。青少年読書感想文コンクールは賛否いろいろあるが、それだけに本選びはきびしい。だから選ばれた本は大人が読んで読みごたえのあるものが多い。この本も読みやすい小説風の筋立てになってはいるが野生動物保護について考えさせられることばかりである。松枯れの殺虫剤空中散布についてもかなりの頁をさいている。

霞ヶ浦の水質汚染と用水開発

木村 龍夫

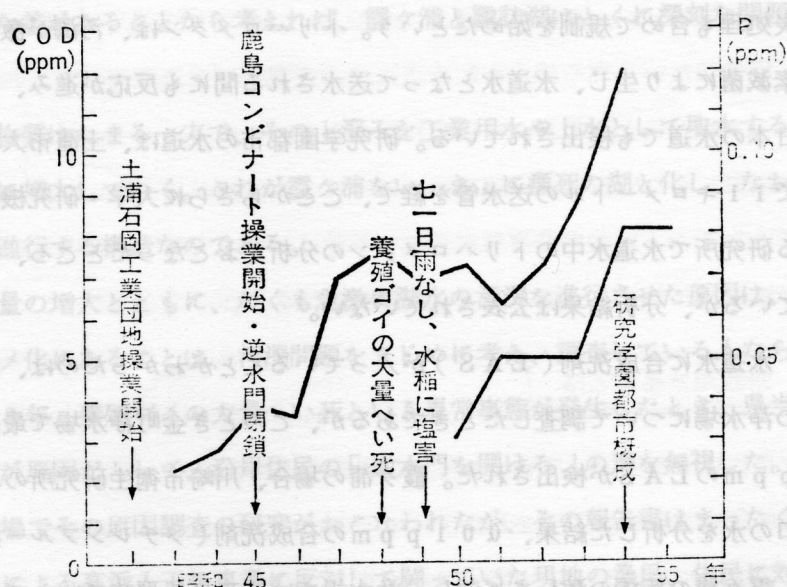
とどまることを知らぬ水質汚染

土浦の市民は、昭和48年以来しばしば水道の「臭い水」「ドブ臭の水」に悩まされている。とくに夏季になるとひどかったが、最近では冬季でも「臭い水」が出るようになり、一年を通してそのままでは生水を飲むことができない。水源の霞ヶ浦は、48年当時春から秋にかけてドブドロの黒い湖水になり、冬季はまだ澄んだ感じがしていたが、今では冬でもドブドロの湖面になっている。汚濁が急激に進み、漁業被害が出た直後の昭和47年2月の「霞ヶ浦公害を考える市民集会」で、ある漁民は「平均水深4メートルという霞ヶ浦は、かつては湖の底まで透きとおってみえたものだ。沿岸住民は、お茶を入れる水は湖の水を利用した。湖の底の砂はにぎりしめると指の間からこぼれ落ちたものだったが、この頃ではまるでタールでもつかむようにベトベトしていて、そのヘドロ層がどんどん堆積されている」といっている。そして15年もたたないうちに瀕死の湖と化したのである。

第1図に示したように霞ヶ浦の水質は、COD（化学的酸素要求量＝化学的処理により水中の有機物を分解したときに消費される酸素の量）で昭和43年、湖心で年平均2ppmであったのが、45年には4ppm近くになり、46年常陸川の天然シジミの大量死と霞ヶ浦全域にわたる、皮膚病に

おかされた奇病魚の出現を経て、47年に7ppmに達した。52年までCOD7ppm前後で横ばいになり、この間48年にアオコが大発生し、養殖ゴイの大量ヘイ死を生んでいる。53年からさらに急激に悪化し、54年には12ppmというひどさになっている。水源としての霞ヶ浦の環境基準は、湖沼類型でA類

第1図 霞ヶ浦（湖心）のCODとりん（P）の経年変化



(注) 上の実線がCOD, 下の実線がPを示す。

型（COD 3 ppm以下、水道2・3級）に指定されていたが、現実にはC類型（COD 8 ppm、工業用水2級）にもはるかに及ばず、工業用水としても不適な状態になっている。多摩川の汚濁が激しくなり、カシンベック病発生の恐れが懸念されたため取水停止になったときの、調布取水場のCODが11.5 ppmであった。霞ヶ浦の水も当然取水すべきでない水質になっていることは、だれが見ても明らかである。

環境基準の類型指定と類型外の現実との余りにも大きい隔たりに、茨城県は、昨年3月、昭和65年に達成可能な水質目標としてCOD 6～8 ppm（C類型）を目ざすのが妥当との結論を出した。しかしこれは、県が飲料水源としてまったく不適であることをやっと認め、また県が出している霞ヶ浦浄化対策では浄化はほど遠いことをも自ら認めたことを示す以外のなにものでもない。だが現実には霞ヶ浦からの取水を止めるわけにはいかず、下水二次処理水を再び上水源として使うに等しいような状態が続く。霞ヶ浦を水源とする上水は、土浦市、阿見町、潮来町、研究学園都市に供給され、さらに牛久町、藤代町、竜ヶ崎市、取手市、美浦村に給水域を拡大した。

土浦の自然を守る会が昭和48年におこなった「飲料水に関するアンケート」の結果によると、水道利用者の75.5%が水道水に不安を感じていると答え、何らかの対策を講じている人が58%、活性炭浄水器をつけている人は37.2%であった。また研究学園都市は、昭和54年度概成ということで55年までに職員の移転がほぼ終わったが、東京でまずい水を飲んでいただけでも、研究学園都市の水は、とても飲める代物ではないといっている。昨年2月研究学園都市のある団地自治会（約100世帯）がアンケート調査した結果によると、98%の人が安全性に不安を感じ、何らかの防衛策を講じている人が83%、活性炭浄水器をつけている人は47%もいることがわかった。

水道水中に発ガン物質であるトリハロメタンが生じていることが問題になり、アメリカでは活性炭処理も含めて規制を始めたという。トリハロメタンは、汚濁が激しい水源で原水取水段階での塩素滅菌により生じ、水道水となって送水される間にも反応が進み、濃度が高まるとのことであり、日本の水道でも検出されている。研究学園都市の水道は、土浦市大岩田にある浄水場から配水場まで11キロメートルの送水管を経て、ここからさらに大学・研究機関・住宅等に送られている。ある研究所で水道水中のトリハロメタンの分析をおこなったところ、確実に検出されているといわれているが、分析結果は公表されていない。

水道水に合成洗剤（LAS）が入っていることがわかったのは、昭和50年に全水道労組が都内の浄水場について調査したときであるが、このとき金町浄水場で最高0.34 ppm、年平均0.11 ppmのLASが検出された。霞ヶ浦の場合、川崎市衛生研究所の小林勇氏が昨年2月浄水場の蛇口の水を分析した結果、0.01 ppmの合成洗剤（メチレンブルー法）を検出した。

霞ヶ浦の汚濁の激しさに対し、浄水場では従来の処理法ではとても対応できず、「効率のよい浄化技術」を使って対処しようとしてきた。しかし、凝集剤沈殿、急速ろ過、活性炭処理という高

度処理をしてもトリハロメタンや合成洗剤が除去できず、水道水から検出される。使用している凝集剤も通常の硫酸バンドから効率のよいポリ塩化アルミニウムに変えたが、安全性に問題があると考えられている。汚濁の進行に処理技術は追いつかない。また高度処理技術を使えば、凝集剤にしても、活性炭にしても廃棄物処理が問題になってくる。水処理費はかさみ、使用者の高負担になる。霞ヶ浦を水源とする水道を使用している周辺住民は、いまやガン発生率が高くなるか、かくれた公害病が発生するか、と思案しながら水を飲むという異常事態に至っており、なお汚濁は止まることを知らないから恐ろしい。高い料金を払わされ、しかも安心できる水は供給されない。きれいな霞ヶ浦を取り戻さないかぎり、この構造は変わらない。

霞ヶ浦の汚濁原因は、流入水の汚濁負荷量の増大、すなわち流入河川の汚濁の激化によることは確かである。茨城大学農学部霞ヶ浦研究会の調査によると、昭和48年3月から50年2月にかけての負荷量を年間負荷量に換算した値で西浦に流入する12河川の全窒素量は1900tで、このうち大工場、し尿処理場、都市下水、大養豚場など大点源負荷は1020t、水田、畑など面源負荷は880tになっている。西浦に流入する窒素の54%が大点源負荷によるわけである。また霞ヶ浦流域からの窒素の年間流入量は3000tを越えるものと推定され、琵琶湖以上の窒素流入量になり、日本の湖のなかで最高の負荷量になっていると思われる。

会田健氏によると、琵琶湖（昭和44年度）、霞ヶ浦（昭和47年度）、諏訪湖（昭和47年度）の栄養塩の流入量の比較では、トータル栄養塩負荷で窒素の場合、琵琶湖692トン/日、霞ヶ浦872トン/日、諏訪湖378トン/日で、リンの場合、琵琶湖0.44トン/日、霞ヶ浦1.31トン/日、諏訪湖0.38トン/日と霞ヶ浦が目立って高い。琵琶湖、霞ヶ浦、諏訪湖の水容量は、およそそれぞれ270億立方メートル、88億立方メートル、0.85億立方メートルで、三者の容積比は、310対10対1と大きな差があることから考えれば、霞ヶ浦と諏訪湖はとくに深刻な問題がある。

霞ヶ浦の水ガメ化により汚濁物質はたまる一方で、その上澄みを工業用水や上水として取水するから、湖水の汚濁負荷量は急激に増大していく。これが霞ヶ浦をいっきに瀕死の湖と化し、なおとどまることを知らぬ汚濁が進行する構造なのである。

だから、流入河川の汚濁負荷量の増大とともに、かくも急激に湖水の汚濁を進行させた原因は、常陸川逆水門の閉鎖による水ガメ化にあることは、汚濁問題をまじめに考え、調査している人ならだれもが指摘している。昭和48年、養殖ゴイの大量へい死という異常事態が発生したとき、県当局は、「異常渇水」による天災が原因だとして、沿岸住民の「逆水門を開けろ」の声を無視した。高浜入にある県内水面水産試験場でその原因調査の研究がおこなわれたが、その報告書はまったく秘密にされた。折りしも農林省による高浜入干拓事業に反対して闘っていた現地の漁民、住民に対し機動隊まで導入して事業着工させようとしていた時であった。高浜入干拓事業は、広範な反対運

動の盛り上がりにより中止に至らしめたが、当時の高浜入干拓反対同盟が試験場に調査報告書の公開を求めた結果、反対同盟に写させた報告書には、「植物異常繁殖、酸欠、さらにへい死は、水門が常時開放されていれば、おこらなかったものと思われる」との結論が出されていることが明らかになった。報告書はさらに「流入負荷が毎年6～10%増と仮定した場合、水門が完全に閉鎖され、何らの対策もたてられないならば5～10年後に富栄養化の限界に達すること」を警告し、今日の瀕死の湖になることを見通していた。

土浦・石岡工業団地が建設され、本格的に稼動が開始されたのが昭和42年で、この頃から霞ケ浦の水質が顕著に変化しはじめ、鹿島臨海工業地帯の第一期完成とともに逆水門閉鎖が日常化するが、これ以降急激に汚濁が進行することとなった。建設省は、昭和45年霞ケ浦開発事業に着手したが、これは逆水門の閉鎖と湖岸堤の築堤により40m³/秒の用水を取ろうとするものである。その内容は、鹿島工業用水優先の既成事実を軸に工業用水178m³/秒、上水道5.0m³/秒、農業用水172m³/秒としている。40m³/秒というのは、霞ケ浦水系からの流出量が年間約14億立方メートル=平均44.4m³/秒であるからその90%に相当する。茨城県は、昭和48年霞ケ浦開発事業に周辺地域の整備、下水道建設、霞ケ浦浄化対策等をつけ加えた霞ケ浦総合開発事業として推進することとした。

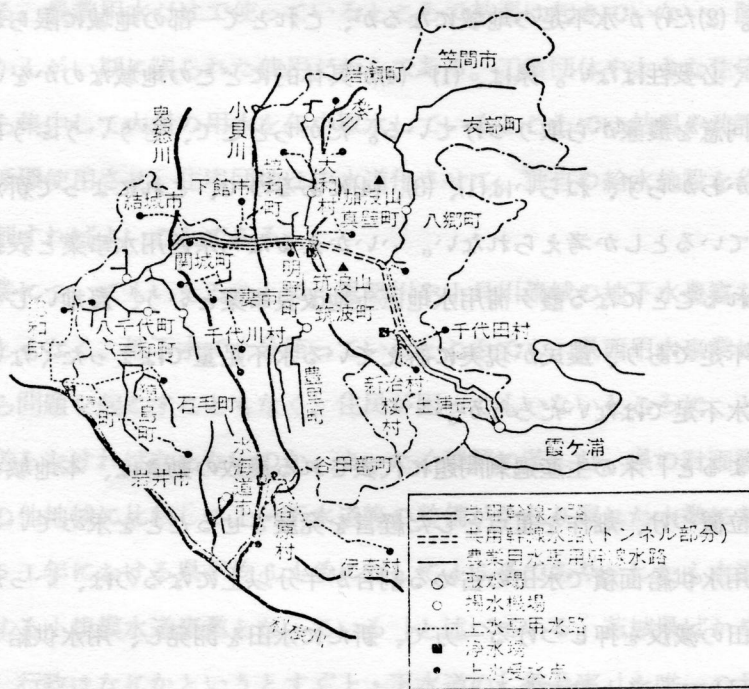
霞ケ浦開発事業にさらに上乗せして昭和53年に最終的に計画策定されたのが、県西用水事業で、農業用水を中心に霞ケ浦からさらに10.2m³/秒の水を新たに取水しようとするものである。霞ケ浦開発事業と合わせると50.2m³/秒となり、霞ケ浦の全流出量をもってしてもまかないきれないから、他の水系から霞ケ浦に導水して補おうという発想で那珂川導水計画などが立てられている。ところで県は、那珂川導水は霞ケ浦浄化対策の1つであるという宣伝しているが、これはまったく白を黒といいかえるのと同じである。

定常でない自然の流水をため込んで、定常化して全部使おうというのがこのような水ガメ化事業であるが、机上計算どおりに自然が従うという前提にまず大きな誤りがある。ダム化によってもなお制御しがたい自然の非常性のためにこの前提がくずれたとき、混乱に陥らざるをえない。そのようなとき上水道や農業用水が被害を受けても、工業用水だけは安泰だという事実は、東京や大阪や福岡ばかりでなく霞ケ浦でも経験済みである。

県西用水事業とは

県西用水計画は、昭和38年茨城県農地部で農業用水開発計画として立案され、45年に政府の直轄調査地区に組み込まれた。46年には農業用水単独から上水、工業用水が加わり、霞ケ浦用水計画と名づけられ、その後51年の第三次利根川フルプランの中で開発水量が決められた。この時の供給予定量は、農業用水10.9m³/秒、工業用水81m³/秒、上水4.4m³/秒の合計184m³/

第2図 県西用水計画（農業用水幹線水路および上水専用水路）



秒であったが、その後本計画に不参加の自治体が出たことなどにより、53年に再び県西用水事業と名づけられ、最終的に国営事業として計画策定されたときには、農業用水 $8.8\text{ m}^3/\text{秒}$ （最大 $17.8\text{ m}^3/\text{秒}$ ）、工業用水 $1.1\text{ m}^3/\text{秒}$ 、上水 $0.8\text{ m}^3/\text{秒}$ の計 $10.7\text{ m}^3/\text{秒}$ （うち工業用水 $0.33\text{ m}^3/\text{秒}$ 、上水 $0.14\text{ m}^3/\text{秒}$ は利根川から取水）に修正された。その工事内容は、第2図に示すように筑波山の下にトンネルを掘り、さらに送水管を張り巡らして霞ヶ浦から取水した水を県西地域の水田及び畑地へ送水するシステムを作り、また一部利根川からの取水も入れて工業用水および上水の供給施設を作るというものである。農業用水の供給対象面積は、水田 $1,185.2$ ヘクタール、畑 $9,786$ ヘクタール、計 $2,163.8$ ヘクタールという広大な面積である。

作為の水不足と干ばつ対策

県西用水事業の目的の第一として県があげているのは、県西の水不足地域を救い、また干ばつ対策として10年に1度の程度の干ばつ年にも水不足の心配がないようにするためであるという。だがはたして県西地域は水不足をきたしているのであろうか。

県西地域の水田の水は、鬼怒川および小貝川水系から取水しており、対象地域でも水不足をきたしていると思われるところはほとんどない。県の説明資料によると、対象となる水田地域は、(1)天水依存で未整備の地域、(2)整備はされているが、幹線から離れた末端の用水不足地域、(3)幹線水路から直接取水できなくても同一用水系統内で水利転換可能地域、(4)大型機械化可能地域、となっている。このうち(1)、(3)、(4)は現在水田ではなく、新たに水田化し、県西用水から水を入れるという

ことであろう。したがって今水不足が生じているわけではなく、また水田転換の必要性があるかどうか疑問である。(2)だけが水不足の地域になるが、これとて一部の地域に限られ、そのために霞ヶ浦から用水を引く必要性はない。県は、(1)~(4)が具体的にどこの地域なのかをいっさい伏せたまま、県西用水事業の同意を農家から取りつけている。だからどこで、どういうふうに、どれだけ水田用水が足りないのかわからず、ねらいは(1)、(3)、(4)にあるので、これによって新たに水の必要量=水不足を割り出しているとしたか考えられない。いいかえるなら県西用水事業と表裏一体となって農水省により施工されることになる霞ヶ浦用水地区土地改良事業という、農地いじくりの結果生み出されるであろう水不足であり、農民が現実には訴えている水不足量ではまったくないのである。これは明らかに作為の水不足ではないだろうか。

同説明資料によると「米の生産過剰問題に代表される農政の動きは、本地域を首都圏の生鮮食料品の供給基地と位置づけ、畑作を重点とした経営を発展させることを求めている」としていながら、県西用水の農業用水供給面積で水田の占める割合が半分以上になるのは、いったいどういうことなのだろうか。水田の減反を押しつける一方で、新たに水田を開発し、用水供給するという、農政自身の矛盾をも露呈しているわけである。

畑地についても水田と同様、農民が現実には水不足を訴えているわけではない。県の計画書によれば、「県西地域は、年間降雨量が1200ミリと少なく、しかも降雨分布が不均一であるため、台地上に発達した畑は粗放で、安定した生産体系が維持できない現況にある」としているが、山麓の畑を除けば、現在の畑作地域で水不足を感じている農家はほとんどいない。なぜなら一つには日本のように雨量が多いところでは、畑作は天水依存を基本として成り立ってきたからである。北関東平野部1200~1400ミリの年平均降雨量地帯の中で県西地域も例外ではなく、計画書で述べられているように他地域と比べて決して少なくはない。めぐまれた天水と土地に合った畑作りをおこなってきた結果、計画書でもいう「優良農業地帯」になったのである。2つ目の理由は、ここ10数年の間にハウス農業が普及し、天水によらない果物、野菜作りが目立ってきたが、その功罪はさておくとしても、それに必要な水は地下水揚水によりまかなっているからである。ハウス栽培ばかりでなく、日照り続きのとき水が不足しがちなところでは最小必要限地下水揚水により補っている。

地下水揚水の利用のほとんどは陸田である。県西用水の対象となっている陸田の中でも水田地域が相当あるが、ポンプで地下水を揚水して利用し、水田化している。このような地下水の使用により水不足が生じることはまずなかったし、地盤沈下が起きるようなことはない。「この地域が、将来とも発展していくためには、基本的に有限な地下水に依存した水利用のしくみを改善していく必要」はなく、それこそ基本的に限界にきている霞ヶ浦の水利用のしくみを改善しなければならないのである。県は、「農業用水・生活用水・および工業用水ともに大部分を地下水に依存しているのが現状であり、このために地下水の過剰汲み上げによる枯渇現象のみられる地域があり」として農業用水

に大きな原因があると受けとれる数値まであげている。しかし、これはまったく事実と論理のすりかえというものである。農業用水だけで使っているところで枯渇は起きていない。陸田用水はある程度地下に戻るし、かんがい期に限られた使用だからである。工業団地や大きな住宅団地ができて、特定個所の深井戸から集中して大量の用水を年中取水しているところでは枯渇や沈下が起きている。工業用水は処理して循環使用させ、住宅団地は中水道化させて、独自の給水施設を作り、これらの地下水揚水だけを規制すればよいことである。

これは、上水道事業についてもいえることで、鬼怒川や小貝川流域の地下水豊富な町で、上水を地盤沈下を起こすこともなく、地下水で十分賄っているところでも、県西用水事業に組み込まれている。このように何ら問題を起こすこともなく、住民が困ってもいないところに、どうしてひっばくした霞ヶ浦の水を送らなければならないのか、まったく理解に苦しむ。県の計画書によると、「この地域は、県内の他地域に比較して上・下水道等の整備がかなり遅れた水準にあり、なかでも水道の普及率は昭和51年における県平均64%に対して45%であり、しかも水道施設の大部分は、地下水を水源とする小規模水道事業となっている」と述べている。茨城県ばかりでなくどこの県でもそうであるが、行政はなにかというすぐ上・下水道の「普及率」を唯一の尺度として判断し、地域の状況や内容についての検討をしようとしないう。地下水揚水により賄えて問題がなければ、なにも上水道を敷設する必要はないし、戸別処理で家庭下水が処理でき、下水処理場の処理水よりきれいにできれば、下水道普及率を上げる必要もない。

県西地域の「水道施設の大部分は地下水を水源とする小規模水道事業」で十分賄っており、なにも問題はないはずであり、莫大な金をかけて大規模水道事業にするなど、愚にもつかない。計画書はさらに「各市町村が計画的に小規模水道を統合するなど、末端給水事業の整備を促進し、良質で、安定的な生活用水を供給する基盤を確立し、健康かつ文化的な生活環境基盤を拡充、整備しようとするものである」とうたっているが、昭和53年時点の霞ヶ浦の状況から、どうしてこのように述べられるのか、その感覚のずれはなにかをかいわんやである。

県西用水事業の目的が干ばつ対策にあるというのも、どうも解せないことである。10年に1度の干ばつとすれば、とても県西地域に限られるような、地域的な干ばつではない。このような干ばつ時であれば、霞ヶ浦への流入水量も少なくなり、目いっぱいの水事業下ではたちまち水不足をきたしてしまうことは火を見るより明らかであるからだ。

昭和48年から49年にかけて霞ヶ浦流域は、71日間におよぶ雨なし日が続き、さらに春にかけて渇水状態が続いた。このとき北浦では流入してくる淡水のほとんどは鹿島工業用水と上水が取ってしまい、このため湖内は南の鱒川から始まって湖南の塩分濃度が高くなり、鹿島、神栖の両町では田植えができなくなるか、植えた水稻に塩害が生じる事態になった。塩分濃度の上昇は、さらに北上し、鹿島工業用水取水地点でも800ppmに達している。このように目いっぱいの水取り

をやっているならば、干ばつ時にただちに水不足が生じ、その時最初に被害を受けるのはまず農業用水だということを示した点でも、この年の渇水は象徴的であった。

霞ヶ浦開発事業によると、湖岸堤の築堤により利用下限水位 Y P 0.0 m から利用上限水位 1.3 m までの有効貯水量を 2.6 億立方メートルとれることになる。干ばつが予測しがたいことを考えると、干ばつ直前に利用上限水位に保たれるとは思わない。干ばつ時には流入河川水量が減り、年平均流量の 10 分の 1 以下になることも考えられる。これらの条件を考慮すると、 $50 \text{ m}^3/\text{秒} = 432 \text{ 万 m}^3/\text{日}$ の取水量で 2.6 億 m^3 を使える期間 60 日というのは、最大限にとれる日数と思われる。おそらく実際にはかんがい期に 1 月も雨が降らなければ非常に警戒しなければならない。県は、しきりに「相当の干ばつ年でも水不足の心配はない」と宣伝しているが、この事業の立案者は、干ばつは県西地方だけに生じ、霞ヶ浦流域や那珂川地方は干ばつに関係ない、という前提に立っているのであろうか。

県西地域に限らず、比較的水が足りない地方では溜池が多く、農民自身の管理で利用してきた。県西用水ができること 23ヶ所に調整池を設ける計画になっていても、干ばつに強い用水ということで普段使用することになる。そしていざ干ばつ時になったとき、従来の溜池管理に対するような注意に欠け、普段と同じ感覚の結果、調整池の水もたちまち不足し、干ばつの被害がかえって倍化されることにもなりかねない。県西用水事業の実施に伴い、水多消費型の畑作へ転換指導されることを考え合わせると、この恐れは決して杞憂ではない。

以上みてきたように、県西用水対象地域で農業用水と上水がどうしても不足しているという地域は、ほとんど見当たらず、また県西用水が干ばつ対策上必要だということも疑問である。唯一理由らしいものは、畑地にいつも水がまける畑かん営農にこの地域を転換するための用水網の確立ということである。見かたを変えると、陸田と畑の輪換を含めた畑かん営農を推進したいがために、水不足と干ばつの恐怖をあおっているのではなからうか。

押しつけられる畑かん営農

県西用水事業のうち農業用水事業は、国営施工による霞ヶ浦用水地区土地改良事業とセットで実施される。したがって農家が現状の水田および畑作のまま用水だけ受け入れるというわけにはいかない。用水事業とともに農地の基盤整備をおこない、農地の集団化、大型機械化の導入を進め、播種、作付け、散水、収穫、田畑管理など土地改良区ごとに設定して合理化する。土地改良区は、対象農家の $\frac{2}{3}$ の同意により設立され、この段階からは自分の農地に自分で選んだ作物を作ろうとしてもできなくなる。計画書によると、「この農業水利事業によって、単に水をかけて、生産の安定化、増収・品質の向上を図るだけでなく、抜本的な生産基盤の整備事業を実施し、輪作を基本とした集団的なブロック・ローテーション営農体制を確立し、地域営農の構造改善を進め、総合的な事業効果の発現によって経営の安定をはかる」としている。要するにこれは、昭和 37 年以来政府が

押し進めてきた基本法農政による選択的規模拡大を新たな形で進めようとするもので、干ばつを度外視したスプリンクラー散水と収益性の高いと思われる作物の大規模単作の組合わせによる輪作体系と大規模機械化とをセットして、農業に工業生産的システムを導入することにより収益性を高めようとするものである。

農薬と化学肥料づけの選択的規模拡大による農政がわが国の農業のバランスをくずし、生態系を破壊しており、その是非が問われなければならないが、ここではそれをさておき、スプリンクラーによりいつでも水がまける用水系が前提となっていることを問題にしたい。さきにも述べたように、霞ヶ浦から取水する県西用水は、目いっぱい取水計画であるから干ばつ時にもいつでも水が使えるという前提はまちがっている。したがって干ばつになって水がこなくなることがあれば、規模が拡大しただけ受ける影響は大きい。しかも今となってはアオコ発生汚濁水の供給は目に見えており、汚濁水散水による作物への影響はまったく考えられていない。

天水に見合っその土地に適した畑作を基本とし、干ばつにも地域ごとに対応できるよう溜池施設を整備する施策と、用水多消費の畑地転換で干ばつに弱い用水事業とのどちらが農民にほんとうに必要な農政なのか、県は、畑かん営農により20~30%収穫が上がるからと高収益性を強調している。しかし、県西地域ばかりでなくどこでも化学肥料と農薬だけの畑作を続けた結果、土地がやせてよい作物ができなくなり、今や減収になっている。さいきんぼつぼつ各地で農家が共同の堆肥センター作りを始めるところが出てきた。このように今農民にいちばん必要なのは、用水多消費の畑地転換ではなく、有機肥料を基本に据えた畑作りである。しかしこのような施策は、農政からほとんど見離されている。

だれのための用水事業か

県西用水事業を農民が受け入れると、幹線施設費として反当たり約18万円の負担がかかる。自分たちの田畑までくる送水管やスプリンクラーなどの施設費は別であるから、これらも入れると農家にかかる負担はかなり多額になり、一町歩農家なら500万円を越えるものと推定される。いくら15年均等支払いでよいといっても、これでは高すぎる。しかも用水使用料も徴収されるのである。

県西用水の総事業費は、昭和52年価格で1473億円で、このうち農業用水事業は935億(地元農家負担分は約15%)で幹線施設費及び水源費に当てられる。幹線水路は、取水地点から鬼怒川放流地点までの共用施設区間が48.7キロメートル(直径2.4メートルの送水管)、農水専用幹線の総延長が203.4キロメートルにおよぶもので、戦後の水利事業のなかでも全国で最大級の規模になる。筑波山の下をくり抜くトンネルは13.4キロメートルで、これにより地下水の流れが変化し、筑波の植物層がかなり変わってしまうのではないかと心配される。流域下水道事業が大

手土建業の利権の対象となっているのと同様に、県西用水事業も土建業界の利権のために進められるといった言い過ぎであろうか。

工業用水事業は、事業費247億円で農業用水事業と比べると額は少ないが、規模は決して小さくはない。霞ヶ浦からの取水量(0.728 m^3 /秒)と利根川からの取水量(0.330 m^3 /秒)の合計1.058 m^3 /秒は、昭和50年頃の鹿島工業用水取水量の $\frac{1}{4}$ に相当する。計画書では「この地域は、既存工業の発展が期待されるほか、今後とも新たな企業の立地が予想されており、昭和50年における工業出荷額7035億円が昭和60年には約17580億円に達するものと想定されている。このためこれに伴う工業用水の需要量の増大が見込まれている」として10年間に2.5倍の生産量になることを想定している。そして農業用水は農民から多額の幹線負担費をとるが、企業から幹線負担費は徴収しない。

農民に多額の負担を強いること、膨大な投資額が使われること、工場誘地の期待と工業用水の優遇措置などを考え合わせると、県西用水事業は、いったいだれのための用水事業なのか、考えさせられる。高負担に耐えかねた農民が近くに誘致された工場にパートで出稼ぎに行く、という構図になりはしないか。

農業用水主体といいながら、愛知用水のようにいつのまにか工業用水にすり換えるための用水事業ではないか、との批判があるが、そういう目で基本計画概要図をながめてみると、なるほどとうなずけなくもない。少し改造すれば工業用水としてそのまま転用できるし、上水道受水地点付近に社員住宅や分譲団地を作ることができる。県南東には農工両全といいながら農地をつぶしてできた鹿島工業地帯があり、県南中央部には地元を高負担をかけている研究学園都市があり、そして県西部には農民から出資させ農業主体の農業用水を転用してできた分散型の内陸工業地帯が形成される。これで1990年代に県南部は3拍子そろうことになる。農民が必要だといっていない農業用水を押しつけるのも、住民に足りている飲料水を上水道普及率を上げるためにと切り換えさせるのも何を意図してのことなのか、これで解釈できるというものだ。

以上みてきたように、県西用水事業は霞ヶ浦からの水取りの必要性からみても、また汚濁を激化させる水ガメ化を前提としていることからみても、納得がいかないばかりでなく、農業政策そのものからみても、矛盾に満ちた、農民不在の何とも不可思議な用水事業で、工業用水に対抗して農業用水も確保しておかなければという官庁なわばり主義に端を発して、農業の近代化=工業生産的システムの導入の政策と結びついて生まれた計画とも受けとれる。このような計画内容であるから農民から歓迎されていない。計画段階で石岡市、玉里村、桜村、出島村(工業用水は参加)、総和町(工業用水と水道用水は参加)、古河市、五霞村が不参加を決め、八郷町、協和町、八千代町、豊里町、岩井市で反対運動が起きている。

茨城県は、県西用水事業を予定より4年遅れて昭和54年に着工したが、同意した農民でも自分

たちが欲しない用水事業に戸惑っている。県は、着工までに土地改良区ごとに対象農家の $\frac{2}{3}$ 以上の同意を得る必要があったので、笛吹けど踊らずの農民にあの手この手で誘ってきた。地元のボスを押えて同意させることはもちろん、岩上知事の時代には知事自ら農地部長とともに有線放送を通じて「新しい農業！豊かな生活に！霞ヶ浦の水を引きましょう！」と題して訴え、バラ色の夢を描かせようとした。

もし農家が干ばつに悩み、水不足を感じていたら、わざわざこんな手が込んだことをしなくてもすぐ同意したであろう。

協和町にて

県西用水事業のでたらめさを気づいたままに述べてきたが、これが県西の農地に立つ農民からみてどうなのかを知りたくて、私は、協和町の純農村地帯で農業を営むSさんを訪ねた。

協和町は、東は筑波山系のふもとを流れる桜川と西の小貝川にはさまれた、なだらかに起伏する標高35メートル前後の真壁台地にあり、Sさんの農地も県西台地に典型的なそ菜と陸田の農村風景のなかにある。ここでは果物は小玉スイカの主産地形成に成功している。水は陸田、そ菜・果物用とも地下水揚水でまかなっていて、比較的浅い地下水が豊富で20メートルも掘れば、水が吹き出してくるし、水不足になることはまったく考えられないという。ここでは県の担当者が県西用水計画の説明会をやろうとしても、だれも見向きもせず、どこでも流会になっていた。そこで県は、担当者を昼夜をかまわず一軒々々歩かせて、負担はさほどかからず水が得られるのだ、といって説得して歩かせ、その結果90%以上の同意を得た。今から2年前のことである。

同意がとられた後になってみて、実際は幹線施設費分だけでも反当たり18万円の負担がかかるとか、今のままの陸田は認められないとか、構造改善事業が伴われ、土地改良区を設定してかん水施設を設置することになるとかがわかってきた。そうするとこの土地の特産品である小玉スイカ、メロン、トマトなどが壊滅的打撃を受ける。そこで反対運動が起こり、昨年2月に協和町の対象農家の95パーセントに相当する約540戸の同意取り消し署名を集めて県につきつけた。県との交渉の結果、対象地域から除外するとの回答をえたが、他地区への波及効果を恐れた県は、これを公表しないでほしいと申し入れている。しかし新聞でも報道されたので公にするもしないもない。

Sさんたちが県西用水に疑問を抱いたきっかけは、天水ときれいな地下水に依存して小玉スイカの主産地形成に成功してきたのに、そこへ汚濁した霞ヶ浦の水を入れたらどうなるかを考えたからで、実際に下水まじりの水をトマトと白菜にかけて実験してみたら、いずれも失散してしまった。

農家に対する負担額が高すぎるのも反対理由である。ここでの試算によると、幹線施設費を含めて自分たちのところまで送水パイプを敷く費用は、反当たり年間約5万円になる。用水使用料については土地改良区の設定のしなおしがからんではっきりしないが、土地改良区全体での維持管理費

も含めて算出される。

干ばつ対策ということをしているが、畑にじゃんじゃん水をかけることよりむしろ必要なのは、普段からの土づくりである。基本対策が本末転倒しているのではなかろうか。有機質を入れた活きた土にしないと、ちょっとした日照り続きにも作物が耐えられなくなってくる。大量の農薬使用と化学肥料によったため土がダメになった。水を多く使うことより土づくりが大事ということにより、よく気がつき、ここでも鶏糞を主体にした堆肥を使いはじめたが、堆肥を使うと3~5割の増収になることもわかってきた。日照りや干ばつに対処できるよう農家が自分で設置した地下水汲み上げポンプなども、県西用水ができると取り払い、新たに基盤整備をおこない、用水管を配し、スプリンクラーを使わなければならないというもおかしな話である。当地で同意を取りつけにきた時には、これらの施設は使いたくなければ使わなくてもよく、いってみれば権利料みたいなもので幹線施設費負担分だけ出してもらえばよいという、でまかせの口約束をしていたが、とんでもないことである。県の役人のうすぎたないやり口に怒りをこめながら、Sさんは私に経過を説明してくれた。

最後にSさんがやや気落ちした表情でいったのは、ほんとうのことを知っていながらそれを主張してくれない農業技術者たちについてである。畑作物を専門に研究している何人かの官庁技術者に、日本のような雨の多いところではたしてかん水農業が必要なのか、県のいうように高収益が上がるのか、と聞いても、黙ってしまうか、ほんとうのことを言ったらしかられるとかいって皆逃げてしまったという。そこには農民と密接な連関を保ちつつ日本のあるべき農業技術を探求していく農業専門家の姿はなく、上級官僚の顔色を気にしつつ、官僚が作りあげた机上農業技術の裏付けの役割を担った技術官僚の姿がSさんの目に写っただけである。

霞ヶ浦に生命復活剤を

霞ヶ浦総合開発事業のうち用水開発以外の環境整備事業は、昭和48年水源地域対策特別措置法の成立に基づき、昭和51年に立てられた水源地域整備計画により進められている。このうちで霞ヶ浦浄化対策らしいものは、流入河川(10河川)と霞ヶ浦(3ヶ所)の底泥浚せつ、下水道建設、畜産汚水処理である。しかし、本計画における流入河川および霞ヶ浦の底泥浚せつ量は、全体の1%にすぎず、対策の名に値しないばかりか、かえって川底や湖底のかきまわしによる影響の方が大きいことも考えるべきである。昭和49年の県の浚せつ計画における計算では、全底泥量の10%にあたる400万立方メートルを除去するだけで400億円を費すことになるが、これをみても水ガメ化を前提とした上での長期にわたる浚せつは、金を浪費するだけで効果はほとんどないと考えざるをえない。

下水道建設はどうかというと、霞ヶ浦に直接処理水が放流される湖北流域下水道は、住民の反対を押しきって現在建設が進められているが、BOD(生物化学的酸素要求量)10ppmの処理水

が完成時50万 m^3 /日放流されるので、浄化対策にならない。三次処理までするといっているが、三次処理は膨大な投資を要する割には、汚泥発生量の増大など新たな廃棄物対策に頭を痛めているのが現状で、しかも窒素については有効な除去法はない。県公害防止条例による排水規制はかなり厳しくなったが、それでもCODが既設工場20ppm、新設10ppm、窒素・リンの規制なしでは以前より汚濁負荷量の流入を少なくすることができたにしても、霞ヶ浦浄化の点での有効性を発揮することは期待できない。土浦の自然を守る会が指摘しているように「県や国は考え得る計画のすべてを既に実行に移すか、移そうと努力しているが、水質の浄化は、せいぜい今見る程度にしかならないし、将来も浄化を期待することは不可能」なのであり、「水ガメ化」という大目的を前提としている以上、「水質浄化はその計画の範ちゅうで計画されなければならない。つまり浄化対策には始めから厳しい枠がはめられてしまっているから」考えるすべての対策を浄化対策として行政が検討することが不可能な仕組みになっているのである。」

嶋津暉氏の指摘の通り、鹿島工業用水は昭和54年の4.05 m^3 /秒をピークにしてそれ以降減少し、54年には3.24 m^3 /秒で給水能力9.38 m^3 /秒の $\frac{1}{3}$ に落ち込んでいる。これは、霞ヶ浦開発事業で予定されている工業用水（茨城県分）16.6 m^3 /秒の $\frac{1}{5}$ 以下である。さらに鹿島工業用水の水使用合理化の余地はまだきわめて大きく、嶋津氏の算出によると1.16 m^3 /秒（10万 m^3 /日）以下に減らすことができるという。霞ヶ浦周辺では下流の住民が大量の排水放流に反対したので、再生循環使用に切り換えた工場例が神立と出島に出ている。さいきんでは美浦村に工場進出した日本テキサス・インスツルメントのIC工場が霞ヶ浦水道の取水口がある木原沖近くに排水口を設け、排水しようとしたことに対し、土浦の自然を守る会はねばり強い反対運動を進め、排水再生処理により循環使用する、いわゆる無排水クローズドシステム化を約束させ、排水を一滴も出させないようにさせることに成功した。

こうしたことは、霞ヶ浦開発事業の最大の目玉商品である鹿島工業用水を使う大工場にこそ実行させなければならない。また、農民が欲しない農業用水を押し売りしようとしている県西用水事業も不必要である。このように水ガメ化の必要性はなくなり、常陸川逆水門を閉めきる理由は存在しなくなった。

霞ヶ浦の汚濁のあまりの激しさにマスコミの地方版や地方紙は、各社ともその汚濁の状況や機構、飲み水の危機、浄化対策などについてひんばんかつ克明に報道し、その限りにおいて問題を正しくとらえようとしている。だがいったん汚濁と用水開発との関連、霞ヶ浦開発事業や県西用水事業の内容となると、県庁の広報紙かと思われるくらい、県が提供する資料の受け売りをやっているだけで、その問題点を洗い出そうとする姿勢がない。用水開発を批判することはタブー視しているのはいか、別の見方をすればマスコミ・コントロールがおこなわれているのではないかと思われる節さえある。県庁には「霞ヶ浦対策課」が設置され、県議会には「霞ヶ浦浄化対策調査特別委員会」が

作られているが、旧来からいわれている対策の域を出ず、右往左往しているだけである。作為や虚構の上に成り立つ水ガメ化の非現実性には目をつむり、一度決めたことはがんと崩そうとしない中央直結保守県政のガンコな壁を打ち破るのは、もはや住民運動しかない。

昨年5月土浦社教センターは、県南の住民・市民運動団体、婦人団体、消費者運動団体など46団体が共催したシンポジウム「霞ヶ浦と洗剤」に参加した約350名の人々で立錐の余地もないほどいっぱいになった。「いのちの水を守るために」まず自分たちでやれるところから取り組もうというので合成洗剤問題をとりあげたのであるが、これだけの団体が集まったのは初めてであろう。開会のあいさつに立った潮来の大久保清倫医師は、「死に瀕したのではなく、死んでしまったこの霞ヶ浦に、それでもなんとか生命を授けたいと願っている」と参加者に共通する気持を表現したが、それはまた、もたもたしている県に強心剤である富栄養化防止条例を早く作らせることを意識してのもので、この集会の意味もそれにつながったことである。

土浦の自然を守る会は、昭和49年、霞ヶ浦総合開発計画の抜本的再検討を筆頭とした11項目からなる「霞ヶ浦の水質浄化に関する請願書」を2万名の署名を集めて県議会に提出したが、霞ヶ浦総合開発計画の抜本的再検討は不採択にされた。それから7年たった今日、5月23日のシンポジウムの参加者からも意見が出されたように、鹿島工業用水の浪費を許す水ガメ化事業中止への運動の必要が住民の間で再び認識され始めてきた。「いのちの水を守るために」死んだ霞ヶ浦に水ガメ化事業中止と常陸川逆水門開放というカンフル剤、いや生命復活剤を打たせるべく、住民運動は立ち上がりの機会をうかがっている、というのが現状ではなかろうか。自信をもって生命復活剤を打たせるためには「水ガメ化幻想から目覚め」させねばならない。そのためにこそその実現性と論理とをまずわが手に入れておく必要がある。

常陸川逆水門は、もともと大水のとき利根川からの逆流による霞ヶ浦の水位上昇をおさえるという治水目的のために建設された。その2番目の目的は、田植え期や干ばつ時のための農業保護のためである。当時の黒沢鹿島町長がいうように、逆水門はこの本来の使用目的に限定して使われねばならない。

(「技術と人間」より転載。会員)

~~~~~ ◆ ~~~~~ ◆ ~~~~~ ◆ ~~~~~  
サヨリが釣れた……………ウワサのウワサ

釣り好きのT先生、目を輝やかせて「桜川でサヨリを釣ったよ。すごいだろう。逆水門を開けたらしい」逆水門を開けたらしいという噂は釣人の間でぱっとひろまった。今まで釣れたことのない魚が釣れたというのである。「逆水門は開けたんじゃない。こわれたんです。9門のうちの1門がこわれて閉まらなくなっちゃった」とO君。本当かなあ。本当のことを知っているのは釣りあげられたサヨリ君。サヨリに聞いてみよう。

## 洪水と土浦

保立俊一

土浦の歴史は洪水と火災の歴史である。特に地形の関係上、洪水との戦いの歴史と云っても過言でない。土浦城を作ったといわれる今泉三郎の事蹟として、長禄3年(1459)より行なわれた、河川河道切替え工事も、城下を洪水から守る為のものであり、それ以後においても、洪水の記録は枚挙にいとまがない。

土浦の洪水の原因として考えられるものは、利根川河口の埋積による増水によって、霞ヶ浦からの逆水によるものと、桜川の氾濫による堤防決潰によるものと2つがある。土浦の水防の方策としては、この2つの問題を防止することのくりかえしであった。然し自然の猛威を止めることは出来ず、数多くの洪水記録を残すことになったのである。

江戸末期、弘化3年(1846)の洪水について、土浦詰の藩士、関八左エ門が、江戸藩邸に報告した書翰に、「豪雨と申す程のことなく候へ共、一日も笠の出ぬ日は無之日増に逆水こみあげ……(中略)太鼓御門の内まで舟乗込み……(略)」ということが書かれており、逆水によって洪水がおこったことが明らかにされている。又、天保7年2月23日の洪水には、大嵐急水という記録で、桜川堤防決潰のことが伝えられている。

沖宿村の記録に、貞享4年(1687)から嘉永3年(1850)までの間、田方の被害66回ということが記されており、天災が如何に多かったことが察せられる。

明治になり、色川三郎兵衛の尽力により、日本鉄道海岸線が土浦の防水堤として霞ヶ浦湖岸に作られ、川口川と田町川の水門が完成したのが明治39年である。工事費、金3万6千9百4円48銭1厘という当時巨額を投じて霞ヶ浦よりの逆水防止策を計った。翌40年の洪水にはこれによって町への侵入を防ぐことが出来た。然し明治43年の洪水を防ぐことは出来なかった。これは桜川土手の決潰によるものであり、町の大部分の浸水を見、1カ月近く泥水の下になった。水深1丈(3m強)と記録されておる。その後しばらく大洪水は無かった。

昭和に入り、13年と16年2回の大洪水に見舞われた。

その体験を記録してみることにする。

昭和13年6月29日、朝6時、町役場屋上のサイレンがけたたましく鳴らされた。6月半ばから降り続いた雨で、桜川が増水し、連日警戒をしていたのであるが、29日払暁から豪雨となり、消防団、青年団、在郷軍人会の諸団体が町役場に招集された。明治43年の大洪水以来、経験のなかったこともあって、対策が甘かったことも事実であるが、町の取った警戒体制は今考えると不備

だらけであったのである。

私達中城町青年会は、桜川下流の警備を命ぜられ、はげしい雨の中を常磐線下の旧桜川の揚水ポンプ場を警戒することになり朝7時頃現地に着いた。桜川は中流がふくれ上って物凄い勢いで流れている。ゆるる土手の上で不安な数時間が過ぎた。10時頃、下流は危険だからというので引揚げの指示が出された。三好町の仮橋の警戒についた。桜川を流れて来る流木を橋杭からはなす作業をした。昼過ぎ、町内浸水の危険があるので町に帰って来て町内に警戒するよう連呼してあるいた。

午後、田中町屠殺場前の警戒に中城町の消防組と一諸に行った。大曲の角の処の土手に土俵を積み作業である。当時桜川は虫掛から屠殺場前まで直線できて大きく右に流れを変えていた。強い流れの直撃を受けてふるえる土手で苦闘をした。4時頃、土手がくずれはじめた。引揚げ命令が出され消防自動車に乗って逃げ出した。田中の八幡様の前まで来た時にはタイヤの半分が水にうまってやっとのことで国道まで帰り着いた。川口から舟を借りて、私は舟が漕げるというので、在郷軍人の高梨さんと二人で、千束町、下田町の救援活動についた。増水がはげしくなり逃げおくれた人達を舟に乗せ大町まで運んだ。小さな舟なので5、6人ずつしか運べない。往復何回やったか、とにかくピストン輸送をくりかえした。流れが強くはかどらない。夜になり水深2m以上になり、低い家は屋根まで水に浸ってしまった。

一軒々々をたたき残った人達をさがし小舟をあやつって午前3時頃まで作業が続いた。夜が明けて千束町の町中を漕ぎ歩き残っている人の無いのを確認して中城町に引揚げた。中城町はまだひたひたと水が上って来たところで土地の高低があれほどはっきり分ったことはない。国道でも低い処は3m近い水深になった。

今まで経験したことのない自然の猛威に驚きながらも、それから1ヶ月、泥水にうまった土浦での復旧活動に無我夢中の毎日を過したのである。

昭和13年の洪水は、長期の霖雨が原因としてあげられるが、最終的には、6月28日払暁からの豪雨による。土浦中学校(現一高)の気象観測用雨量計は、7月1日までに443ミリの雨量を記録している。

29日夜、私は午後田中地先の土手決潰から逃げ帰り、舟で千束町の救援活動をしていた。午後8時頃、6号国道の千束交差点付近に居た。当時まだ千束町付近は住居も少なく、桜川の土手が直接見えたのだが、土手を越えて白波を立て、水が流れ込んで来るのが見えた。国道を段をなして水が走って来る。みるみる水量がふえて来た。午後10時過ぎには水深2メートルにもなった。こんな大洪水を予想もしなかった私達はただとまどうばかりである。それでも何とか人命だけは助けねばということで、小舟で千束町の冠水した道路をこぎまわった。千束町・下田町共にまだ戸数も少なく、ほとんどの家が平家であったので、町の人達は命からがら逃げるしか方法が無かった。低い家はのき下まで水につかり、窓をこわしたり、塀をのり越えたりしながら何人かの人を舟に救い上

げて、大町の簀の子橋の処まで運んだ。夜明けまでこの作業は続いた。朝へとへとにつかれて中城町に帰って来たが、中城町の通りはまだ30程ぐらいの水深であった。家具が流れる、畳が流れる油の一ぱい入ったドラム缶が流れる、町の道路は流れの早い川に変身した。

30日は何から手をつけてよいかただ呆然として町の中の流れを見つめていた。霞ヶ浦航空隊の救援隊が、海軍のカッターを漕いで来たのはそれからである。霞ヶ浦沿岸の村から舟を借り救助活動に入った。井戸を水没してしまったので、何より水と食物に困った。近隣の町村からにぎり飯のたき出しを受け、バケツに水をくんで舟で各町内をまわってくばって歩くのが青年団の仕事になり、毎日舟を漕いで各町をまわって歩いた。低い所では舟から2階に避難している人に直接手渡しすることが出来た。

町の周囲を高台にかこまれ、東方を常磐線の鉄道線にかこまれた盆のようを土浦の町は、水のけ口がない。川口の閘門の処に排水ポンプが取付けられて排水をしたがはかどらない。結局3週間以上町は水の下になった。夏の暑さに腐った水の悪臭の中でゴミ掃除がはじまった。濡れた畳が町角に積まれる。仕方ないので消防車に積んでは桜川に流した。今考えるとずいぶん無茶なことをしたと思うが当時はそれしか方法が考えられなかったのである。ゴミも川に流した。濡れた畳の重かったことも今も思い出に残る一つである。水戸の工兵隊の鉄舟や赤十字の救護班等、救護活動を受けながら町の復興活動が進められ、1ヶ月かかってやっと復旧した。

昭和14年から桜川の改修工事ははじまったがその3年後また洪水に見舞われた。昭和16年7月、長雨が続き桜川が増水した。前年の経験から16年には早くから防禦活動が適切に行なわれた。私達町の消防団は、連日雨の中を桜川の土手の防禦にあたり、霞ヶ浦航空隊の救援活動を受けながら土俵積みをし土手の補強につとめた。特に航空隊の若い予科練習生の活躍は大きかった。濡れた土を入れた俵は重い。雨の中桜川の土手は土俵をかついだ消防隊員や航空隊員や航空隊の兵隊の長い行列で連日連夜の工事が続いた。土浦橋上流の13年の時に越水された土手は土俵によりかさ上げされた。夜間は、土浦橋の上に航空隊の直径2米もあるサーチライト2台を設置して土手を照明し、そのあかりの中で作業が続けられた。その結果桜川の土手の決潰は守り通すことが出来たのである。

然し、利根川の増水による霞ヶ浦からの逆水が新川堤防を越し、他の河川からの流入もあって町の中に氾濫し、一夜にして町は濁水の下になったのである。7月21日、私達消防団は土浦橋付近の防禦が一応終ったので、危険になった桜川下流の警戒にうつった。藤川団地附近の土俵積みをしてた。午後5時頃、霞ヶ浦がふくれ上った。本当にふくれ上ったと思えるよう、水量が急にふえた。土手を越えて水は藤川団地の一段と低くなっていた田圃に流れ込んだ。町に水が流れ込んだのは次の日である。自然の猛威のすさまじさ恐しさをしみじみ教えられた日である。町の中は13年同様しばらくの間濁水の下になった。ただ前年の経験があったので被害は前より少なくすんだ。濡

れた畳なども出なかった。

その後長い期間と多額の予算で桜川の改修工事が行なわれ、川の流れも変えられ、土手も高くなり補強もされ、霞ヶ浦逆水の手もうたれ、洪水の危機は乗りこえたと思う。然し自然の恐しさは消滅出来たとは思えない。(全員)

### 本の案内

“熊野の海は赤い海” 川口祐二著 オリジン出版センター ¥1,300

野口宏氏のことは——この作家の眼はことに大きく開かれており、新しい労働者の文学の領域を広く切り開きつつある／先日ナイロビにおいて開かれた人間環境会議においても、南と北との間の立場の相違を浮き上がらせながらも、いまや環境問題が急激に極度に深化し、人類生存の危機が刻々と迫っていることを明らかにしている／ぜひともこの作家が向かっている文学創造の方向に多くの人々の注目されることを願う。

### 霞ヶ浦水問題の力作 “住民ハンドブック”

常陽新聞社ではこのほどくよみがえれ霞ヶ浦。住民ハンドブック>を発行した。今まで霞ヶ浦の現状、ことに水質についての実情など説明する資料としては茨大霞ヶ浦研究会の“霞ヶ浦”(三共出版KK発行)くらいしかなかった私たちにとって、とても便利なハンドブックで、富栄養化防止条例にいたるまでの歴史、水質の資料など必要なものはほとんど盛り込まれた形で、この本1冊よめば霞ヶ浦の実情が大体解るように親切に編集されている。資料も比較的新しい数字が入っているが、流入河川の水質が55年。水道料金の一らん表が54年、農業関係の豚の飼育が52年。網いけす生産量が52年、耕地面積が50年。肥料入荷量が53年などグラフに示された年次のばらつきが惜しい。出来ればすべての数字が56年までほしかったと思う。土浦の自然を守る会の誕生を入れてくれたのは存外の幸せ。うれしかったが1年たってハイハイしている頃が誕生日となっている。(まあいいでしょう。認知されてから届けを出すことだってよくあることなのだから)こまかいことはともかくとして、これだけ集大成したハンドブックを地方新聞社で発行した熱意と誠意は高く評価したい。新聞記事としても地元の強味を発揮して霞ヶ浦問題は常陽新聞が断然リードしていたが、このハンドブック発行によって更に内容的なものへのくい込みの深さも証明されたように思う。霞ヶ浦問題の研究、取材にはとても重宝な本である。お入用の方は童話館まで。¥600



## 河 と 漁 師

語り 桜井隆雅

わしは明治38年の生れだ。牛渡の根山で生れて根山で育った漁師だよ。昔はこの周りはべたり漁師だった。根山と、隣の浜、房中それから有河あたりまであわせるつうと、漁師だけで食ってる家が百軒ではきくめえ。帆曳やってるものも幾十軒とあった。網を直す網大工、船をこさえる船大工なんども居た。魚問屋も何軒もあってな、今の出島の様子とはまるでちがってた。

今こうして河(霞ヶ浦を漁師は河と呼ぶ)の方眺めても一艘だって船なんて見えねえが、わしが子どもの頃から、そうよな、15・6年前までは、漁船がめえねえつう日は、荒天の日でもなけりやまずなかつた。昔は、通運丸つう蒸気船の他に、遊覧船が出島のへりを走ってたかな。川魚問屋では、この遊覧船さ舩船で荷を運んで土浦さ出す。また、土浦から魚を買いつけに来た川口の川魚やも、荷を船で運ぶ。

そうした風だったから、浜も賑やかだったし、河の上もいろんな船がしょっちゅう行き来してたよ。今なんぞ昔の面影はまるでねえね。

あの頃は魚が居たんだなあ、居たなんつうもんでねえな。学校さ通っている頃(大正初期)は、帰って来るつうとサデッってゆってな、3尺4方ぐらいの竹の棒を組んで網にした道具をもって、この先の浜の、膝ぐれえまで水が来てとこさ入ってって、サデを水ん中さつけて押して歩くと、そん中さえかい鮭が一度に30匹も50匹も入ったんだからな。

今日堤防ができちまって、ヨシの生えるともなくなっちゃったが、昔は砂地で遠浅でな、水が三寸か五寸びしゃびしゃ寄せて来とこに行ぐつうと、エビが砂ん中さ体半分埋めて日なたぼっこしてんだよ。卵生む時ばかりじゃなくて、普段もそうやってんだ。それを、そろっと近づいてって、てのひらでぱっととつかまえる。

それから、オゲってゆうザルで、鮎だの鯉をずいぶんとったっけよ。オゲってのは底の無いザルだが、深さが二尺余り、差し渡しは一尺の余もある。そいつをみんなして一人ずつ持ってって、渚んどこさ行って、めくらめっほうかぶせて歩くんだ。そうするつうと、魚がザルん中さへえってな、バタバタッとザルのふちさ当って騒ぐ、そいつを上から手えのばしてとつかめえたんだ。学校前の4ッ5ッの子どもなんとは、ザルがえかいから、魚が入っても手が届かねえ、そこで「へえったへえった」ってさわぐつうと、周りの男っ子らがかわりにとってやったんだ。こうした方法で魚がいくらでもとれたんだから、あの頃は居たんだねえ、わしの件もそうして育ったんだから、戦後も15・6年後までは昔ながらにとれたんだ。そんだから、子どもらは面白くてね、学校さぼって魚

とりに夢中になってたっけよ。

子どもですらこうたにとれたんだから、漁師らは魚をとりましたよ。そうでなけりゃ、この周りで漁師で食ってる人間が何軒もあるなんてことはありますまい。そりゃ不漁の時もあったが、とれっ時は船が沈むほどとれた。大徳網なんぞで、一網で500貫もワカサギをとったなんて話はしょっちゅうききましたよ。

わしの母方の祖父母は岩坪ってとこの出だが、年の大半は船中で暮してた。そこでわしもしょっちゅう船さのっけてもらって、そっちこちさつれてってもらってたから、4つの頃には1年のうち半分は家では寝なかった。わしのことをじいさんがかわいがってくれてね、よく抱いて寝てくれたっけが、遊び半分に櫓をさわったりするつうと「漕いでみろ」ってゆう。そんで櫓を押してみるつうと「そうではねえ、こうやって漕ぐんだ」って手えとって教えてくれて、そんでわしは櫓さぶら下るようにして、あっちさ押し、こっちさひきして、4つの年にはけっこう動かしてな、それをじいさんが、河さつっぺえったら大事だつうんですぐそばで見てたっけよ。

そうた風に育ったから、12・3になれば河のことは大概知ってる。17・8んなりゃ一人前の漁師だった。

霞ヶ浦もいろんなとこで漁をやったが、「みのわだ」って呼ばれたとこ、今は東村んなって、本新干拓って呼ばれてんが(500町歩の干拓)あそこにはほんとうにびっくりする程魚が居た。すぐ近くには押堀とか新井とか小さい部落があったがその人らはみんな漁をやってたし、麻生あたりからも大勢漁に来てたっけよ。なんであそこに魚が居たかってゆうと、もく(水草)があそこにはわっさり生えんだね、そこさ魚が卵を生む。冬は水がぬくといからそん中さ入ってずくってる。(じっとして冬眠してる事)、初夏つまり6月ごろなるつうと、周りの百姓らが「もくとり船」つうのを出して、えかいマンガつう、熊手みたいな道具でもくをとりに来てな、このもくを船さ山積みして、自分の畑さ運んでこやしにした。もくとり船は何十艘と出たね。そこでも魚はいくらでもとれた。あんまりとれるもんで、売っところがなくて、豊漁貧乏だったよ。それが戦後埋め立てられるつうんで、みんな反対した。麻生の漁師らは、干拓が出来てからも、もとにもどしてくれって、ずいぶん長い間反対してたっけよ。

それから、江戸崎の先の小野川のとこに昔は羽賀沼ってゆう百町ぶんぐれえの沼があった。今日干拓されちまって跡形もねえが、あそこはほんとうにいい漁場だったよ。わしは一時期は毎年、幾カ月も行って、沼の上さ船とめて、飯炊きながら漁をしてた。とった魚は川岸つう部落に川魚問やがあって、そこで買ってもらって、日用品は近くで買う。そのうちまわりの百姓らとも懇意になってきて、鯉だの鮒なんぞさやるつうと、向うももらいっぱなしつうわけにもいがねえから「今夜風呂さへえりに来ろや」なんてゆってくれる。もっと懇意になってくるつうと、「晩方いっぺいやってげや」なんとゆって、酒をのませてくれたりする。こうした風で、まず、自分の家を出っ時には、

ひと月、ふた月分の米、みそ、マキなんぞを船さ積んでぐが、野菜だの漬物は百姓がくれっからね、食べ物には不自由しなかった。あのあたりの百姓は百姓一本で、漁はほとんどやってなかったから、羽賀沼はわしの専有の漁場のような有様だったね。水もきれいだったから飲水も沼の水をのんだ。ただ困ったのは雨の降ったあとだった。雨水が山から流れて来て、沼が濁っちまあんでね。そこでそうした時には、沼の水をヤカンさ汲んで湯うわかして、そん中さ炭を入れんだよ。消炭がよかったな。そうすと水は濁れがみんな炭ん中さ吸われちまって、きれえになっから、その水を別のヤカンさ入れて、茶あのんだり、米炊いたりしたんだ。今は学者が、霞ヶ浦の水をこすのに、炭を使うのがいいなんて研究してゆってるそうだが、漁師らは昔っからそうたことはやってたんだ。

まあ、霞ヶ浦は、水門が出来てから駄目になったね。魚もとれなくなったし、水も死んちまった。昔は引潮ん時に、外浪逆の方から霞ヶ浦さ帰って来るなんてことは、手こぎの船ではとてもできなかった。それ程流れがあったんだよ。水を見てっと、船はばかに早く進んでるみたいにめえる。ところが、岸の方見るつうと、いっしょうけんめえ漕んでるつうのに、いつまでも同じとこにいんだね。そうした時はあきらめて、岸さつけて潮が満ちるまで待ってたんだ。

この湖は潮が出入りして、はじめて生きていげる湖なんだな。そんだから、いろいろきれえにしようとしてやってるが、だめなんじゃねえかな。とにかく、これから10年先にどうなってつか、見て見っぺよ。

桜の花が咲く頃だつうのに、鮒が全然釣れねえ、魚影ってもんが全然ねえんだから、こんでは駄目だ。わしが子どもの頃のこと思い出したれば、信じられねえほどの変わりようだ。

（文責 佐賀 純一）

### 書 評

“水と生活” 藤田四三雄著 槇書店 ¥1,500

①水が私共の体と生活に必要なわけ ②水の成因 ③水の不思議な性質 ④水道水はどんな水 ⑤この頃我が国の水はどうなっているのか ⑥合成洗剤と粉石けん ⑦水のよごれを表す方法 ⑧どうして水をきれいにするか ⑨微生物 ⑩廃棄物、以上10章をみてわかる通り、とても親切な水問題の教科書である。データがきちんとまとめてあって解りやすい。むずかしくなりがちな水の問題をこれだけみやすくしているのは著者の驚くべき博識と、広い視野に立った環境観があるからなのだろう。本箱に一冊はあっていい本である。

# 〔霞ヶ浦をよくする市民連絡会議〕

経 過 報 告 昭 和 5 6 年 6 月 ~ 5 7 年 5 月

編 集 部

5 6 年 6 月 2 0 日 “霞ヶ浦と洗剤”シンポジウムを行うにあたって主催者団体となった 6 7 団体  
中 4 5 人が集まり（土浦社教センター）2 時間 にわたる真剣な討議の結果、霞ヶ浦をよくする市  
民連絡会議が誕生した。

1. 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議は霞ヶ浦をよくするために必要なことを行う。
2. 参加の各団体は互に尊重しあい、各会の独自性を保ちながら交流する。
3. イデオロギー抜きで運動する。
4. 会長、なし、会則なし、参加者及び参加団体が平等の立場で行動する。
5. 事務局は事務局を希望する団体が集まってつくる。
6. 第 1 回シンポジウムは“霞ヶ浦と洗剤”というテーマで集まった団体であることを忘れず洗剤  
の問題は引きつづき何らかの形で継続する。
7. 特に脱退の意志表示がない限り引きつづき参加の意志ありと認める。
8. 新しく参加希望があればよろこんで迎える。

7 月 1 日 第 1 回事務局会議（於 童話館）自主的に事務局を引き受けてくれることになった団体  
は、県母親連絡会、県南地方労、労生協、県南生協、筑波大シンポ委、桜村民の会、新婦人の会、  
阪東、学研労協、常総生協、土浦の自然を守る会の 1 1 団体でそのうち 1 6 人が集まった。

1. 事務所を当分の間、土浦の自然を守る会事務所におく。土浦市中央 1 - 8 奥井方
2. 情報の交換を活発に行い、資料を収集し保管する。保管場所は学研労
3. 1 2 月の霞ヶ浦富栄養化防止条例にむけて、市民の立場からの声をあげていく、そのための勉  
強会と交流会を行う。ことにビワ湖条例と条例によって生じた市民の動きを調査する。

7 月 1 5 日 第 2 回事務局会議（於 童話館）ビワ湖条例に関する勉強会の打ち合わせ。条例を  
コピーし、各団体に郵送。

経過報告を印刷し、各団体に配る。

7 月 2 6 日 県の霞ヶ浦浄化街頭パレードに参加した奥井会員は足立県議の紹介で竹内知事にシン  
ポジウム出席を直接依頼し確約をとる。日時はあとできめる。

8月27日 第3回事務局会議（於竹園公民館） 8月29日のびわ湖条例に関する自主的勉強会の

こまかい打合せ。プログラム、役割分担。

- 〔会場係〕 勝田
- 〔プログラム作り〕 中沢
- 〔受付〕 労生協
- 〔経過報告〕 奥井
- 〔記録〕 学研労協
- 〔アオコの水を汲む係〕 土浦の自然を守る会
- 〔司会〕 清水・片亀

**琵琶湖に学ぶ勉強会**

ところ 桜村竹園公民館

テーマ

1. びわ湖条例に学ぶ
  - 洗剤運動における生協の果たす役割 泉南生協 渋井 博道
2. 霞ヶ浦とびわ湖の比較 桜村民の会 志村 宗司
3. 工場廃水と環境基準などについて 泉南地方労 西野 禎一
4. 労生協石けん班の発足と今後の運動
  - びわ湖条例を検討して —— 労生協 中沢 圭子
5. 筑波大学における粉石けん運動
  - びわ湖体験ルポも含めて —— 筑波大学 高橋 宏道
6. 粉石けん合成洗剤の洗浄力テスト
  - スライドによる —— 水戸暮らしの会、ISL 森口 昌子
7. 琵琶湖から帰って 桜村村議 村上 仁士

参加者60人、びわ湖から車をとばして来たという村上さんの臨場感あふれる報告、高校生の大久保君の体験発表、潮来町、大久保医師の討論など連絡会の中からの講師ばかりの勉強会だからこそ貴重な学習と活発な討論が行われた。

9月5日 第5回事務局会議（於 童話館）8月29日の勉強会の時の討論を踏まえ県へ申入れをしていただいた説明会の日時9.17にむけて質問事項の検討役割分担。